4　⑷は、港務に関する通信を行う場合又は海上保安庁の無線局と通信を行う場合に限る。
5　⑸は、デジタル選択呼出装置を使用する場合に限る。この場合の電波の型式はＦ２Ｂとする。
6　⑹は、港務に関する通信を行う場合又は海岸局と通信を行う場合に限る。
7　⑺は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は日本沿岸海域において所属する専用海岸局及び当該専用海岸局に所属する他の船舶局と通信を行う場合に限る。
8　⑻は、外国の無線局と通信を行う場合に限る。
9　⑼は、156.8MHzの周波数の電波を使用して海上保安庁の無線局を呼び出すことが困難な場合又は船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。
10　⑽は、船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。
11　⑾は、双方向無線電話又は船上通信設備を使用して通信を行う場合に限る。ただし、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に関する通信を行う無線局に混信を与えない場合に限る。
12　⑿は、船舶の航行に関する通信を行う場合に限る。
13　⒀は、遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。
14　⒁は、日本沿岸海域において、義務船舶局以外の船舶局が呼出応答を行う場合に限る。
15　⒂は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は海岸局と通信を行う場合に限る。
16　特に協定がある場合には、「その他」の欄の周波数を呼出し、応答及び準備信号に使用することができる。
17　船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置による通信を行う場合は、電波の型式はＦ１Ｄとし、原則として161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を全海域で使用するものとする。

２の⑵イの表中「⑸⑹⑺」を「⑸」に、「⑻」を「⑹」に、「⑼」を「⑺」に、「⑽」を「⑻」に、「⑾」を「⑼」に改め、同表注５中「デジタル選択呼出しによる遭難、緊急及び安全用である。」を「デジタル選択呼出装置を使用する場合に限る。この場合の電波の型式はＦ２Ｂとする。」に改め、同表注６及び注７を削り、同表注８中「⑻」を「⑹」に改め、同注を同表注６とし、同表注９中「⑼」を「⑺」に改め、同注を同表注７とし、同表注10中「⑽」を「⑻」に改め、同注を同表注８とし、同表注11中「⑾は、船舶自動識別装置」を「⑼は、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置」に改め、同注を同表注９とする。

○総務省告示第四百六十五号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四十六条の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第七百五十三号（船位通報に関する通信を取り扱う海岸局の運用に関する事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日　　総務大臣　原口　一博

１の⑵中「又は狭帯域直接印刷電信」を削り、同⑵の表中

	2,417.5	

を削り、同表注５を次のように改める。

５　送信電波の欄の各周波数は、以下に掲げる通信に使用する。
⑴　Ｆ１Ｂ電波2,177kHzについては、デジタル選択呼出装置による通信
⑵　Ｊ３Ｅ電波2,150kHz及び2,394.5kHzについては、デジタル選択呼出装置による通信に続く無線電話による通信

○総務省告示第四百六十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条の五第一項第三号及び第二項の規定に基づき、平成二十一年郵政省告示第五百六十七号（船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日　　総務大臣　原口　一博

第一項第三号を次のように改める。
３　遭難警報は、独立した二以上の操作（一の操作が専用ボタンを三秒以上押し続ける操作）により送出されるものであること。
第一項第十一号に次のただし書を加える。
ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについてはこの限りでない。
第三項第一号中「ドット信号」の下に「、同期信号」を加え、同項第二号を次のように改める。
２　遭難警報を連続して送信する場合は、一の遭難警報の最後の信号と次に送出される遭難警報の最初の信号とを、間隔なしに送出できるものであること。
第三項に次の一号を加える。
３　ＩＴＵ－Ｒ勧告M.821に基づく拡張シーケンス（高分解能位置情報）の送出が可能なこと。ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについてはこの限りでない。
第四項第一号中「クラスＡ」を「別図第一号注３⑴に規定するクラスＡ」に、「できること」を「できるものであること」に改め、同項第二号中「クラスＢの装置は、」を「別図第一号注３⑵に規定するクラスＢの装置は、遭難警報等及び」に、「できること」を「できるものであること」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
３　別図第一号注３⑶に規定するクラスＤ及び別図第一号注３⑷に規定するクラスＥの装置は、遭難警報等及び次の選択呼出信号を受信し、その内容を表示することができるものであること。
㈠　第二項に規定する選択呼出信号のうち、同一のクラスの装置から送出されるもの
㈡　フォーマット信号が「海域呼出し」である遭難警報の中継のためのもの（クラスＤの装置を除く。）
㈢　第一テレコマンドが「受入不可」であるもの

別図第一号注１中「無線通信規則付録第Ｓ十八号」を「無線通信規則付録第18号」に改め、同図注３⑴中「別表第一号に掲げる「呼出しの種類」」を「中短波帯、短波帯及び超短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置し、別表第一号に掲げるフォーマット信号」に改め、同注３⑵中「同表に掲げる「呼出しの種類」のうち、「海域呼出し」及び「共通関係を有する船団の呼出し」を除いたもの」を「中短波帯及び超短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置し、別表第一号に掲げるフォーマット信号」に改め、同注３⑶を次のように改める。
⑶　クラスＤの装置（船舶局の装置であって、超短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置し、別表第一号に掲げるフォーマット信号が「102」及び「123」を除いたものを使用できるものをいう。以下同じ。）
別図第一号注３に次のように加える。
⑷　クラスＥの装置（船舶局の装置であって、中短波帯又は短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置し、別表第一号に掲げるフォーマット信号が「116」及び「123」を除いたものを使用できるものをいう。以下同じ。）
⑸　海岸局の装置（別表第一号に掲げるフォーマット信号のうち、「112」及び「123」を除いたものを使用できるものをいう。以下同じ。）
別図第一号注６中「クラスＢ」を「クラスＤ」に改め、同図注７中「及び「船舶業務」」及びただし書を削り、同図注９を次のように改める。
９　第一及び第二テレコマンド情報とし、別表第一号に従ってそれぞれ１つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスＢ、Ｄ及びＥの装置にあっては、第一テレコマンドは、次のとおりであり、第二テレコマンドは、コード番号「126」であること。
⑴　クラスＢの装置
ア　中短波帯の周波数の電波を使用する無線設備に附置する装置の選択呼出信号（以下「中短波帯選択呼出信号」という。）の場合であって、フォーマット信号が「個別の局の呼出し」のときは、コード番号「109」又は「118」、フォーマット信号が「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」のときは、コード番号「105」又は「109」であること。